

令和8年9月28日

件名 高崎市児童相談所（愛称：ぱすてる）の取り組みについて

高崎市児童相談所は「高崎のこどもは高崎で守る」という信念のもと、行動する児童相談所として、児童虐待に関する相談だけでなく、子育ての不安や発達の悩みなど、子どもに関するあらゆる相談に対応し、まもなく1年を迎えることから、現状について報告いたします。

1. 相談対応件数（令和7年10月1日～令和8年9月24日）

	養護相談		保健相談	障害相談	非行相談	育成相談	その他の相談	合計
	児童虐待相談	その他の相談						
R7. 10. 1～R8. 3. 31	262	216	0	1, 287	47	82	123	2, 017
R8. 4. 1～R8. 9. 24	288	179	0	795	54	78	166	1, 560
合計	550	395	0	2, 082	101	160	289	3, 577

2. 市児童相談所が取り組んできたこと

○子どもの安全確保と一時保護

24時間365日体制で迅速に対応し、子どもの安全確保に努めている。虐待等が疑われる場合、子どもの生命と安全を最優先に考え、積極的な介入を行うとともに、必要に応じて、一時保護を行っている。

一時保護施設では、一時保護された子どもが家庭的な雰囲気の中で穏やかに生活できるよう、一人一人に寄り添った支援を行うと共に、学習面でも一時保護解除後にスムーズに登校できるよう個々の学力に応じた支援を行っている。また、子ども自身が意見を表明できる機会として、こども会議の開催、「きいてポスト」の設置、子どもアドボカシー制度を導入し、子どもの意見を丁寧に聞き取り、食事の献立にリクエストメニューを加えたり、自由時間に読みたい本や観たいDVDを購入したりするなど、生活支援に生かしている。

- ・一時保護児童数 263名（平均保護期間：27日 ※全国平均 34.8日）
- ・一時保護状請求 11件

○安心して暮らすための支援

一時保護解除後に、子どもが元の家庭で安心して暮らせるよう、定期的な家庭訪問を行うなど、子どもや保護者の生活環境を確認している。さらに、基礎自治体としての強みを生かし、母子保健、保育所・園や小中学校、医療機関、警察等と子どもの発育状況や養育環境に関する情報の共有を図り、地域のネットワークと協働した支援を行っている。一方で、元の家庭に戻ることができない子どもについては、子どもや保護者の意向も踏まえながら、児童養護施設等への措置や里親への委託等を行っている。

市児童相談所では、子どもの受入先の一つである里親の確保に向け、里親制度の推進

に取り組んでいる。開所以降、5世帯が新たに里親登録され、現在、高崎市内に49世帯となっている。登録以降、里親家庭に定期的に訪問し、養育の悩みに寄り添い、信頼関係の構築に努め、里親が安心して子どもを預かり養育できる環境づくりに取り組んできた。その結果、3歳未満児の里親委託率は80%を超えた。また、昨年7月から県内初の「ショートステイ里親」を実施し、利用する市民からも好評を得ている。

- ・児童養護施設等への措置児童数 77名
- ・里親への委託等児童数 20名
- ・ショートステイ里親利用者数 延べ235名

【本件に関する問い合わせ】

福祉部こども発達支援課

電話：027-345-5190（直通）